

契 約 書 (案)

公益財団法人広島平和文化センター（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、広島国際会議場 1 階（A 区画）における自動販売機による清涼飲料水等（以下「商品」という。）の販売について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 甲は、自動販売機による商品の販売業務を別添仕様書に基づき乙に実施させるものとする。

（設置場所）

第 2 条 乙は、自動販売機 1 台を広島国際会議場 1 階（A 区画）に設置する（詳細は仕様書別表のとおり）。

（契約期間）

第 3 条 契約期間は、締約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、契約期間満了の日の 1 か月前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、引き続き、1 年間更新するものとし、以後この例による。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、令和 1 2 年 3 月 3 1 日後、この契約は更新しないものとする。

（履行期間）

第 4 条 この契約の履行期間は令和 7 年 4 月 1 日から契約期間満了の日までとする。

（保険）

第 5 条 乙は、自動販売機に保険をかけることとし、いかなる損傷に対しても、その損害の賠償を甲に請求することはできない。

2 乙は、自動販売機を設置することに起因して、甲、又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負わなければならない。

（維持管理等）

第 6 条 自動販売機の維持管理は乙が行うものとする。

2 乙は、自動販売機の衛生管理の責務を負うものとする。

（権利義務の譲渡制限等）

第 7 条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（売上の報告）

第 8 条 乙は、毎月 1 日から末日までの商品の販売数及び販売額（消費税及び地方消費税を含む）について、翌月 1 0 日までに所定の売上報告書兼手数料計算書を提出し、甲の承認を受けるものとする。ただし、3 月分については、甲の指示によるものとする。

（販売手数料の支払）

第 9 条 乙は、甲に対し販売手数料を支払うものとする。なお、口座振込の方法により支払う場合、それに係る振込手数料は乙の負担とする。

2 販売手数料は、前条に規定する販売額に、販売手数料率_____％を乗じた額とし、販売手数料には消費税及び地方消費税を含むものとする。

3 販売手数料に1円未満の端数が生じたときは、小数点以下の端数を切り捨てた額とする。

4 第2項に規定する販売手数料の支払期限は、翌月末日までとする。

(販売商品の協議)

第10条 乙は、自動販売機で販売する商品の名称・容器・販売価格を販売開始前に甲へ協議するものとし、これを変更する場合も同様とする。

(販売価格)

第11条 商品の販売価格は、市中の一般的価格とする。

2 物価の変動に伴い市中の一般的価格が変動した場合は、甲・乙協議のうえ販売価格の変更時期を定めるものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、文書をもって通告し、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、本契約に係る入札に関して、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

(2) 本契約に係る入札に関して、乙(乙が法人の場合にあっては、その役員、代理人又は使用人その他の従業員。次号において同じ。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。

(3) その他本契約に係る入札に関して、乙が前2号に規定する行為をしたことが明白となったとき。

(4) 本契約に係る入札に関して、乙が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

(5) 乙が販売手数料を指定された期限内に納付せず1か月を経過したとき。

(6) 乙の自動販売機の管理が良好でないと甲が認めたとき。

(7) 甲が施設の指定管理者の指定を取り消され、商品の販売業務を継続することが困難になったとき。

(8) 甲が自動販売機の設置に係る行政財産の目的外使用許可を広島市から受けることができず、商品の販売業務を継続することが困難になったとき。

(9) 甲が施設の管理運営上の事由(長期閉館を伴う改修工事等)により自動販売機の設置を取りやめる必要が生じたとき。

(10) その他契約条項に違反したと甲が認めたとき。

2 前項に基づき契約を解除した場合は、乙は直ちに自動販売機を撤去するものとし、本契約の解除により、損害を受けることがあっても、その損害の賠償を甲に請求することはできない。

(管轄裁判所)

第13条 本契約に関し、甲・乙間に紛争が生じた場合の訴訟については、第一審裁判所を広島地方裁判所とする。

(その他)

第14条 本契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲・乙協議のうえ決定するもの

とする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 広島市中区中島町1番2号
公益財団法人広島平和文化センター
理事長 香川 剛廣

乙